

事務連絡
令和4年1月20日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO.242 について
（令和3年度12月分）

1. 人身事故

（1）維持管理作業

令和3年12月は7件（死亡：0件、負傷：7件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ2件増加しました。

負傷事故の事例として、処理場内において流入水から取り除いたし渣や砂を運ぶベルトコンベヤの保守点検を実施していたところ、ベルトコンベヤに右腕が巻き込まれ、負傷するという事故が発生しました。

（2）工事

令和3年12月は10件（死亡：0件、負傷：10件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べは8件減少しました。

負傷事故の事例として、作業員2名が下水道管布設に伴う管接合作業を行っていたところ、管の端に作業員の指が掛かった状態で別の作業員が管を挿入してしまい、管と管の間に指を挟み、指を切断するという事故が発生しました。

2. 水質事故等

令和3年12月は4件（水質事故：4件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年の同期間と比べ1件増加しました。

水質事故の事例として、管路が腐食・損傷により穴が開き、土砂が管路内に流入・堆積して管路が閉塞してしまったため、汚水が詰まりマンホールから溢水し、道路の側溝を経由して河川へ汚水が流出したという事故が発生しました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

石塚：ishizuka-t55uc@mlit.go.jp

TEL：03-5253-8428（直通） FAX：03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

工内：kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

久保田：kubota-k2n7@mlit.go.jp

TEL：03-5253-8431（直通） FAX：03-5253-1597

令和 3 年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和 3 年 12 月末時点)

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)
(令和3年12月末時点)

令和3年度 (単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	12月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)				1 (1)	1 (2)
	2. 負傷事故	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	1 (2)	3 (2)	2 (3)	7 (5)				31 (30)	31 (43)
	合計	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	1 (2)	4 (3)	2 (3)	7 (5)				32 (31)	32 (45)
	累計	4 (4)	5 (6)	9 (8)	10 (13)	18 (18)	19 (20)	23 (23)	25 (26)	32 (31)				-	-
工事	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)				4 (6)	4 (7)
	2. 負傷事故	8 (0)	5 (7)	5 (5)	1 (7)	6 (9)	13 (11)	6 (9)	8 (14)	10 (18)				62 (80)	62 (109)
	合計	8 (2)	5 (8)	6 (5)	1 (8)	7 (11)	13 (11)	7 (9)	9 (14)	10 (18)				66 (86)	66 (116)
	累計	8 (2)	13 (10)	19 (15)	20 (23)	27 (34)	40 (45)	47 (54)	56 (68)	66 (86)				-	-
合計	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)				5 (7)	5 (9)
	2. 負傷事故	12 (4)	6 (9)	9 (7)	2 (12)	14 (14)	14 (13)	9 (11)	10 (17)	17 (23)				93 (110)	93 (152)
	合計	12 (6)	6 (10)	10 (7)	2 (13)	15 (16)	14 (13)	11 (12)	11 (17)	17 (23)				98 (117)	98 (161)
	累計	12 (6)	18 (16)	28 (23)	30 (36)	45 (52)	59 (65)	70 (77)	81 (94)	98 (117)				-	-

※下段()書きは前年度(令和2年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)

(令和3年12月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業主体	1. 都道府県	1	0	1	0	3	0	1	1	3				10	12
	2. 政令市	2	0	1	1	2	1	2	1	2				12	9
	3. 一般市	0	1	2	0	3	0	1	0	1				8	22
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	1				2	2
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7				32	45
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	1	0	0	0				1	2
	2. マンホール	1	0	0	0	1	0	1	0	1				4	6
	3. 処理場	2	1	4	0	6	0	3	2	1				19	24
	4. ポンプ場	0	0	0	1	1	0	0	0	3				5	8
	5. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	2				3	5
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7				32	45
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0				1	2
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	1	0	0				1	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1
	負傷事故	4	1	4	1	8	1	3	2	7				31	43
	1. 墜落・転落	1	1	1	0	1	1	0	0	2				7	16
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	0	1	1	3	0	1	2	1				10	12
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	2				2	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	2	0	0	0	0	0	1				3	1
	5. 転倒	1	0	0	0	2	0	1	0	0				4	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	2
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	1
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	1				1	2
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	14. その他	1	0	0	0	2	0	1	0	0				4	4
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7				32	45
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	0	0	0	0	1	0	1				3	3
	2. 委託先業者	3	1	4	1	8	1	3	2	6				29	47
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	1				1	2
	合計(人)	4	1	4	1	8	1	4	2	8				33	52
	累計	4	5	9	10	18	19	23	25	33				-	-

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	4	47
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52
	累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和3年12月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
12月											
1	R3,12,1	2.政令市	処理場	②負傷事故	③飛来・落下	汚泥供給ポンプ吸込みバルブを交換するため、接続ボルトが取り外された状態でバルブハンドルに手を掛けずりながら支援作業員を呼ぼうとしたところ、支援作業員が駆けつける前に突合からバルブが滑り落ち、左膝付近に接触した。	・バルブ交換作業手順書の作成と作業前手順確認の徹底 ・事故要因分類による危険予知と安全対策の徹底(KYシートの見直し) ・安全ハットロールの強化	委託先業者	49	男	左膝骨高断骨折
2	R3,12,3	3.一般市	ポンプ場	②負傷事故	①墜落・転落	中継ポンプ場にある汚水ポンプのオイル交換作業を終え、試運転の片付け中、覆蓋(1450×600・FFU)がケーブルと干渉して閉まらなかったところ、作業員A及びBにてケーブル位置を修正すべく覆蓋を再度、開けるため作業員Aが覆蓋を引いた際に、作業員Bがバランスを崩し構内に転落した。 作業員Bが転落したことにより、作業員Aも引きずられ覆蓋とともに構内に転落した。	・所員全員に安全教育を実施 ・オイル交換作業手順書の見直し ・ケーブル取付方法の修正 ・覆蓋開口部周りの墜落防止設備の設置	委託先業者	59 38	男	全身打撲 肋骨2本骨折、左血腫、左肩関節脱臼骨折
3	R3,12,9	2.政令市	ポンプ場	②負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	処理場内において流入水から取り除いた土や砂を運ぶベルトコンベヤの保守点検を実施していたところ、ベルトコンベヤに右腕が巻き込まれ、負傷した。	事故原因を究明の上、安全管理に関する措置等について職場内研修等で周知徹底する。	自治体職員	42	男	右手前腕部切断
4	R3,12,10	4.町村	その他	②負傷事故	①墜落・転落	吸引車の土砂搬出を行うため、処分場所に向かい、砂地にて当該車庫のタンクを傾け、土砂を搬出していた。作業員がタンクの中を確認するため、タンクを少し傾けた状態でタンク上部に上ったところ、再びタンクが傾き始め、バランスを崩しタンク上部から転落した。	・タンクに昇る際は必ずタンクを最下まで降ろし、降りているのを確認し、レバーのロックを行い昇降する ・乗降の際のヘルメット・安全帯の使用を徹底する ・操作方法のマニュアルを作業員全員で共有する	委託先業者	38	男	背骨の圧迫骨折
5	R3,12,14	1.都道府県	その他	②負傷事故	③公衆災害	横断するホースをステップで発生し、歩道脇にあるマンホールの管渠清掃実施し、清掃終了後、ホースをステップから外し、歩道脇に放置したところ、地上作業員が物を取ろうと動いた際に足が自転車に接触し、その衝撃で自転車は人孔内に落下した。 自転車を受け取るため、人孔内で待機していた作業員の頭部(ヘルメット)に、落下した自転車が衝突した。	・注意喚起看板の設置 ・歩道作業物周辺に仮囲い設置 ・歩道作業物周辺に人員配置 ・警備員の声かけの徹底等	第三者	10代	女	眉尻切創、膝の腫れ、膝擦過傷
6	R3,12,21	1.都道府県	マンホール	②負傷事故	③飛来・落下	下水道本管TVカメラ調査時、下水道調査用カメラ機材(自転車、重さ約20kg)を人孔内に下ろすため、地上作業員が開口部に近づく際に自転車を設置したところ、地上作業員が物を取ろうと動いた際に足が自転車に接触し、その衝撃で自転車は人孔内に落下した。 自転車を受け取るため、人孔内で待機していた作業員の頭部(ヘルメット)に、落下した自転車が衝突した。	・開口部に転落防止柵を設置し、開口に物が侵入しないようにし、近くに物を置かないようにする。 ・カメラ機材が動かないようにするため、車輪にロープ付きの止まりを設置し、ロープ先端を強固な物に固定する。 ・カメラ機材にワイヤーを接続し、三脚に設置したワイヤーに繋ぐ。カメラ機材が動かないようにする。吊り下げ、吊り上げ時はワイヤーにて作業を行う。	委託先業者	40	男	頭部打撲
7	R3,12,24	1.都道府県	ポンプ場	②負傷事故	④切れ・こすれ	汚水ポンプのメンテナンス終了後に、使用済みで空になった樹脂製のオイル缶を廃油入れとして使用するため、所定していたカラーテープで、蓋を左手で保持した状態で加工していた際に、勢い余って左手親指付け根を鋭く切った。	・安全教育の実施 ・刃物等使用時の注意事項を作成し、刃物等使用の際は本注意事項に従って作業を行う ・廃油缶作成時の作業手順書を作成し、廃油缶作成の際は本作業手順書に従って作業を行う	委託先業者	35	男	左手親指付け根付近鋭傷

■:死亡事故 □:負傷事故 ▨:物損事故

3.事故発生状況(工事) (令和3年12月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業主体	1. 都道府県	0	1	1	1	2	2	1	0	1				9	6
	2. 政令市	6	3	4	4	9	9	3	0	1				39	60
	3. 一般市	4	2	2	0	2	7	3	11	8				39	71
	4. 町村	0	0	2	0	0	0	0	0	1				3	11
	5. その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0				1	1
	合計	10	6	9	5	13	18	8	11	11				91	149
工事分類	1. 管きょ開削	6	2	8	4	7	12	6	6	7				58	93
	2. 管きょ推進	1	2	0	0	0	2	0	2	1				8	19
	3. 管きょシールド	0	0	0	0	0	0	0	0	1				1	2
	4. 管きょその他	2	1	1	0	1	0	1	2	1				9	10
	5. 処ボ土木建築	1	1	0	0	2	1	0	0	1				6	15
	6. 処ボ機械電気	0	0	0	0	1	3	1	0	0				5	8
	7. 処ボその他	0	0	0	1	2	0	0	0	1				4	2
	合計	10	6	9	5	13	18	8	11	11				91	149
事故類型	1. 墜落・転落	0	0	0	1	1	4	0	1	1				8	18
	2. はさまれ・巻き込まれ	3	4	3	0	1	4	4	0	5				24	30
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	1	0	0	0				1	7
	4. 切れ・こすれ	1	1	1	0	1	0	0	0	0				4	4
	5. 転倒	1	0	0	0	1	0	0	2	3				7	4
	6. 激突	1	0	0	0	0	0	0	0	0				1	13
	7. 土砂崩壊	1	0	0	0	1	1	0	1	0				4	11
	8. 交通事故	0	0	1	0	0	1	0	1	0				3	2
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	0	0	0	0	1	3	2	0				6	15
	12-2. 公衆災害(物損)	2	1	3	4	6	5	1	2	1				25	38
	13. 作業車両の横転	0	0	1	0	0	0	0	0	0				1	1
	14. その他	1	0	0	0	2	1	0	2	1				7	6
	合計	10	6	9	5	13	18	8	11	11				91	149
被災者数(人)	1. 死亡	0	0	1	0	1	0	1	1	0				4	7
	2. 重傷(全治1ヶ月以上)	7	4	5	1	4	11	3	4	9				48	83
	3. 軽傷(全治1ヶ月未満)	1	1	0	0	2	2	3	4	1				14	26
	合計(人)	8	5	6	1	7	13	7	9	10				66	116
	累計	8	13	19	20	27	40	47	56	66				-	-
その他(民間発注工事など)															
	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	83
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	26
	合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116
	累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-
その他(民間発注工事など)														
	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事故情報データベース(工事)

令和3年12月末時点

NO.	発生年月日					被災者				
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
12月										
1	R3,12,1	3.一般市	2.管きょ推進	その他	作業員がトラックの荷台から直付けした別のトラックの荷台へ移動した際に、雨の影響で足を滑らせ、荷台で胸を強打し負傷した。	現場内	5.転倒	51	男	肋骨二本骨折 (全治1ヶ月以上)
2	R3,12,2	4.町村	4.管きょその他	ボーリング工	ボーリング調査準備のため、やぐらを組む作業をしていたところ、足場上で足を滑らせ、0.9m程度の高さから資材等の上に墜落し、負傷した。	現場内	1.墜落・転落	48	男	あばら骨折(3本) (全治1ヶ月以上)
3	R3,12,7	3.一般市	1.管きょ開削	その他	通行人が杖をついて仮舗装した歩道を通行していたところ、歩道内の水道仕切弁と仮舗装の接り付け部の段差に杖をとられて転倒した。	現場内	5.転倒	85	男	膝部打撲 (全治1ヶ月未満)
4	R3,12,8	3.一般市	1.管きょ開削	管渠布設工	作業員2名が下水道管布設に伴う管接合作業を行っていたところ、管の端に作業員の指が挟まった状態で別の作業員が管を挿入してしまい、管と管の間に指を挟み、指を切断した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	64	男	左人差し指第一関節切断 (全治1ヶ月以上)
5	R3,12,11	3.一般市	5.処ボ土木建築	左官工	作業員が撥弾機の軸に固着していたセメントを紙やすりで落とす作業中に、撥弾機の軸に固着していたセメントが手元で落ちて、左手人差し指の指を切断した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	64	男	左手中指切断 (全治1ヶ月以上)
6	R3,12,13	2.政令市	1.管きょ開削	岩盤掘削	取付ます設置の掘削作業中に岩が露出したため、人力はつり機を使用したところ操作を誤り、はつり機の先端と左足の甲と接触し、負傷した。	現場内	14.その他	24	男	左第3趾基節骨開放骨折 (全治1ヶ月以上)
7	R3,12,15	3.一般市	1.管きょ開削	その他	作業員がダンプの荷台にある土のう袋を降ろす際、踏み台としてバックホウの機体上に乗って降ろそうとしたところ、機体上の角に左足が引っかかりバランスを崩して地面に転倒して頭部を打ち、負傷した。作業員はヘルメットを着用せずに作業していた。	現場内	5.転倒	48	男	頭部裂傷 (全治1ヶ月以上)
8	R3,12,18	3.一般市	1.管きょ開削	片付け作業	作業員がマンホール内にある資材の引き上げ作業を地上で行っていた際に、姿勢を崩してバックホウのクローラの上に倒れこんでしまい、その時バックホウが旋回したため、腰回りとクローラの隙間に腰を挟まれて、負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	72	男	脊髄骨折 (全治1ヶ月以上)
9	R3,12,18	3.一般市	1.管きょ開削	掘削作業	管きょ掘削のための掘削をしていたところ、ガス管(PPφ25)を破断させた。事故当時ガス利用者は不在だったため、破断の影響は無し。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管破損
10	R3,12,20	3.一般市	1.管きょ開削	矢板建込み	矢板圧入時、粘性土がケーシングに溜まるため、通常時であれば機械連転停止時につまり防止としてシュート部の清掃を行うところを作業員が機械連転中にシュート部を覗き込むようになり、清掃を行なったため、ケーシングジャバラとケーシング受けの間に頭部が挟まれ、鼻と目の周辺を負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	28	男	眼下底骨折 (全治1ヶ月以上)
11	R3,12,28	1.都道府県	7.処ボその他	モルタル補修作業	モルタル攪拌作業中、攪拌機に付着したモルタルを除去しようとしたところ、回転アームに手を巻き込まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	59	男	右手薬指骨折 (全治1ヶ月以上)

死亡事故 負傷事故 物損事故

令和3年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和3年12月末時点)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和3年12月末時点)

〔総括〕													(単位:件)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)				32 (50)
累計	2 (9)	5 (12)	6 (18)	8 (21)	13 (26)	19 (28)	26 (30)	28 (35)	32 (38)				-
〔内訳〕													(単位:件)
1. 都道府県	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (2)	2 (2)	1 (0)	2 (1)				7 (15)
2. 政令市	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (3)	0 (2)				10 (8)
3. 一般市	2 (6)	1 (2)	1 (4)	1 (1)	2 (4)	3 (0)	2 (0)	1 (2)	2 (0)				15 (24)
4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (3)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)				32 (50)
1. 管渠	2 (5)	1 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (1)	2 (1)				13 (15)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (2)	0 (2)				7 (10)
3. 処理場	0 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (0)				7 (14)
4. ポンプ場	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)				3 (5)
5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)				2 (6)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)				32 (50)
1. 下水道管理者(委託先含む)	0 (3)	1 (3)	0 (5)	0 (2)	2 (1)	1 (1)	3 (2)	0 (4)	3 (1)				10 (25)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)				8 (7)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	2 (1)	2 (2)	4 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (1)				14 (18)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)				32 (50)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)													0 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)				1 (3)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)				4 (7)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)				5 (5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	1 (5)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	1 (1)	3 (1)	0 (2)	3 (2)				13 (22)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				3 (1)
水質事故 合計	2 (9)	1 (2)	1 (4)	2 (2)	5 (4)	4 (2)	6 (2)	1 (3)	4 (2)				26 (40)
その他案件	0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (1)				6 (10)
水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)				32 (50)
① 耐用年数経過	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (2)	1 (0)				3 (5)
② 耐用年数以内	1 (0)	2 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (1)	3 (0)	0 (1)	1 (2)				11 (13)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
合計	1 (0)	2 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	4 (1)	4 (1)	0 (3)	2 (2)				14 (18)

※採算分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計
※()書きは、前年度(令和2年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和3年12月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
12月						
1	R3,12,2	1.都道府県	処理場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	仮設ポンプの電源を入れ排水ポンプを起動させるとともに放流口及び放流先の河川で、水質調査を実施した。また、場内に溢れた汚水が側溝等を経由して河川へ流出することもあるため、排水経路での消毒を実施した。 今後の再発防止策としては、仮設ポンプの撤去作業手順書の確認を徹底するとともに、汚水の仮回しに関する作業（始動・停止・撤去等）は、下水道管理者の管理委託者の立会のもとで実施することとする。
2	R3,12,16	1.都道府県	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	包括委託事業者による下水道管路のゲート維持管理点検中にゲートが閉鎖したまま上がらない状態となり、汚水が周辺のマンホールから吹き出した。 引き上げすること、再度、クレーン車(25t)を手配し引き上げを行いゲートを開けた。 今後の再発防止策としては、事故原因の調査後、再発防止策を検討することとする。
3	R3,12,17	3.一般市	処理場	水質事故	②悪質下水の流入（放流水質が基準値に適合）	点検業務を実施していたメンテナンス業者が、流入水中に灯油様の鉱物油の混入を発見した。流入ルートにより原因者は特定され、灯油ホムタンクからポリタンクに小分け中、その場で残った間にポリタンクから灯油が溢れ、一部が排水設備を通して、下水道本管に流入したことが本事故の原因と考えられる。 メンテナンス業者により処理場内の流入水路～OD槽流入ゲートにかけて5か所にオイル吸着マットを設置した。下水道管理者、市環境部局、消防本部、環境部局、メンテナンス業者にて処理場からの流入ルートの捜索を行い、流入ルートにより原因者を特定した。灯油流入が止まったことをメンテナンス業者、下水道管理者にて確認し、併せてOD槽のSV30を測定し結果0.0%、上澄水の異常はなく、最終沈殿池流出水と放流水の異常もなかった。今後もオイルマット設置を継続し、引き続きメンテナンス業者による流入水の状況観察を続ける。 今後の対応策としては、防災無線を通じ、灯油流出事故防止の注意喚起を定期的に行う。
4	R3,12,28	3.一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	管路が腐食・損傷により穴が開き、土砂が管路内に流入・堆積して管路が閉塞してしまったため、汚水が溢れマンホールから溢れ、道路の側溝を経由して河川へ汚水が流出した。 下水道管理者から道路管理者、環境部局、地元自治会等関係機関へ連絡するとともに下水道管理者にて流出汚水の汲み取り、汚水が溢出した道路や側溝の緊急の清掃、破損管渠の応急措置を行った。 今後の再発防止策としては、現在、修繕改築計画を策定中であり、次年度実施設計を予定しており、早期に管渠更新を行う。

事務連絡
令和4年1月19日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その4の2）について
（令和3年11月30日岩手県宮古市発注の工事に伴う死亡事故）

昨年11月30日、岩手県宮古市発注の水管橋上部工耐震補強工事において、作業員3名が橋脚部で吊足場の組立作業を行っていたところ、組立中の防護柵の下さんに片足を掛けたことにより、組立中の防護柵が川側に倒れ、作業員2名が5.5m下の川に墜落し、そのうち作業員1名が死亡するという事故が発生しました。
事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備が確認されました。

- ・作業員は安全帯のフックを組立中の防護柵に掛けていた。
- ・作業手順書に防護柵の組立手順が具体的に記載されておらず、誤った手順で防護柵の組立作業を行っていた。

事故原因等を受けまして、別紙の通りの再発防止策を行うこととされました。
各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順通りの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

下水道工事における安全対策の徹底（その５）について
（令和４年１月１９日広島県東広島市発注の工事に伴う死亡事故）

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

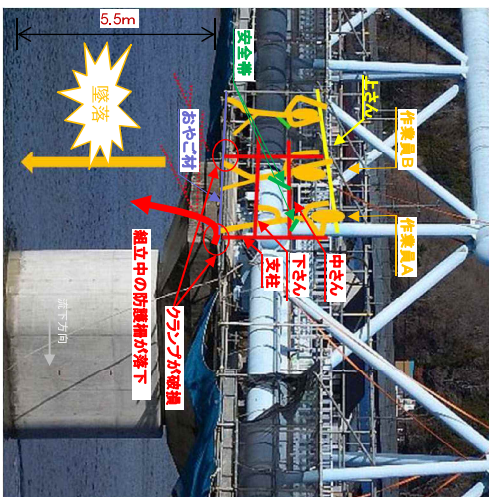
発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

省交通集团

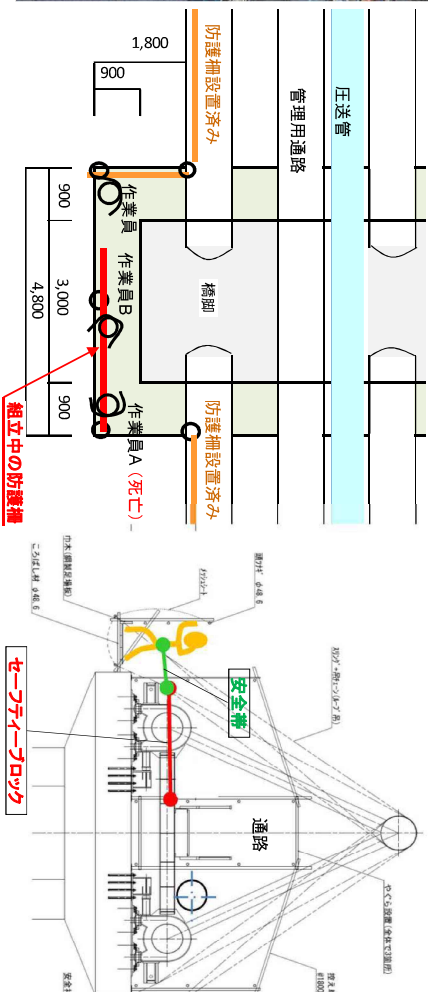
・事故当日は、閉伊川水管橋の上部工の耐震補強工事において、吊足場の組立作業を作業員3名で行っていた。

- ・吊足場の防護柵の下さん、中さんを組立て、上さんを設置する作業を行っている。
- ・作業員Aは高さ2m程度の上さん取付けのため、下さんに片足を掛けて作業してしまい、体重が下さんにかかったことから、支柱とおよご材を固定していたクランゾが破損し、外れた組立中の防護柵と共に、作業員A、作業員Bの2名が5.5m下の川に墜落した。
- ・作業していった3名は安全帯を使用していたが、墜落した2名は安全帯を組立中の防護柵の中さんに設置していた。
- ・墜落した2名のうち作業員Bは、自ら水中で装着していた安全帯を解除できたため、無事救出されたが、作業員Aは水死した。

【插图】



【再発防止策詳細図】



各 都 道 府 県 河川主管課長 殿
下水道担当課長 殿
各政令指定都市 河川主管課長 殿
下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河 川 環 境 課 流水管理室 企画専門官
水防企画室 企画専門官
治 水 課 課 長 補 佐
下 水 道 部 課 長 補 佐
下水道事業課 課 長 補 佐
流域管理官付 課 長 補 佐
砂 防 部 課 長 補 佐
砂防計画課 土砂災害防止技術推進官
保 全 課 土砂・洪水氾濫対策官
海 岸 室 課 長 補 佐

流域治水の推進のための今後の水管理・国土保全局所管事業における
防災・安全交付金のあり方について（通知）

令和2年7月豪雨、令和元年東日本台風等をはじめ、令和3年度においても7月、8月の大雨により浸水被害が発生するなど全国各地で水害が発生しており、今後も気候変動の影響により水害の激甚化・頻発化が予想されています。このような水害に対応するため、令和2年7月には社会資本整備審議会から「流域治水」の考え方が示され、通常の河川整備に加え、土地利用規制や利水ダムの事前放流など、ハード・ソフト一体であらゆる関係者の協働による治水対策等に取り組んでいただいているところです。

また、令和3年12月24日には令和4年度当初予算案が閣議決定され、「社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における重点配分対象（「配分の考え方」）について」（令和4年1月11日付国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）において、令和4年度の防災・安全交付金等の配分の考え方が示されたところであり、流域治水を更に推進し、ハード整備の効果の最大化を図るためのソフト対策等に重点的に取り組んでいただくことを目的として、流域治水に関係する交付金のあり方を下記のとおりとしています。

なお、「令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象に見直しについて」（令和3年12月27日付国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金など総合調整室事務連絡）で示さ

下水道工事における作業機械の横転事故（R4.1.19 広島県東広島市）

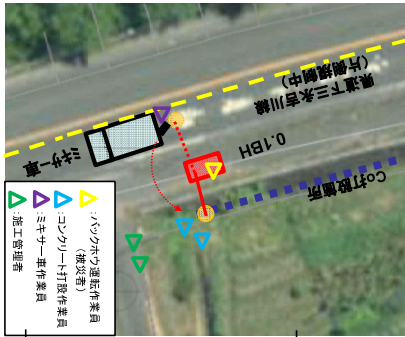


113

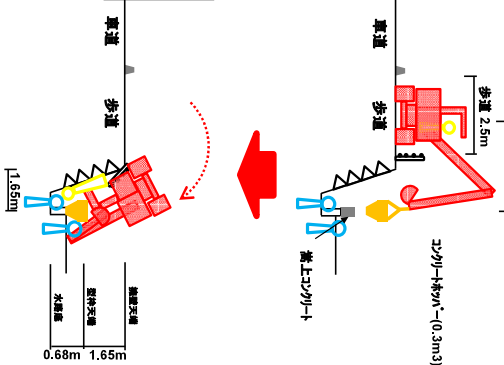
- 発生日：令和4年1月19日(水) 9時10分頃
- 発生場所：広島県東広島市西条町田口
- 報道：あり
- 工事概要：汚水幹線建設工事における付帯工事
- 事故内容：既設排水路の高上工事を行うため、県道歩道内からバックホウにてコンクリートホッパーを吊り込み、打設作業をしていたところ、バックホウが県道下へ横転し、作業員（オペレーター）がバックホウと擁壁に挟まれて心肺停止となり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【状況図】

【平面図】



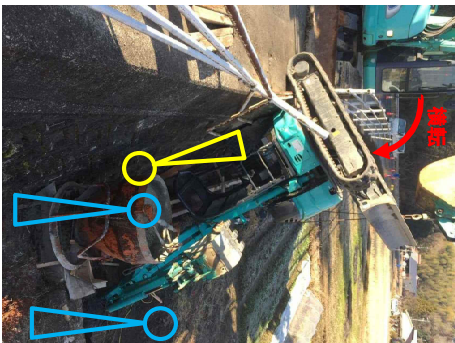
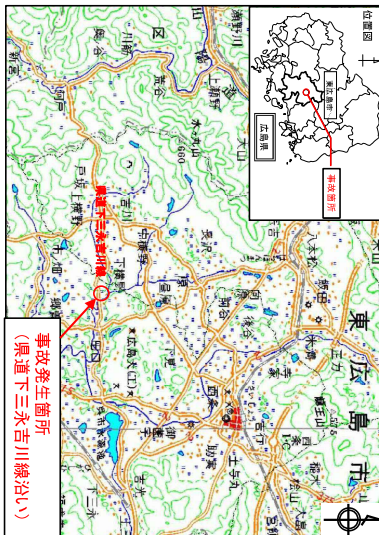
【断面図】



【状況写真】



コンクリートホッパーによるコンクリート打設作業中にバックホウが横転し、バックホウを運転していた作業員がバックホウと擁壁に挟まれた。



れているように、今後、ソフト対策等へ積極的に取組む地方公共団体への重点的な支援を実施予定としていますので、管内市町村とも連携の上、積極的に取組まれますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 洪水浸水想定区域の指定及び洪水ハザードマップ作成の推進について

流域治水の推進にあたっては、国、都道府県、市町村、民間企業、住民等の流域の関係者で水害リスクを共有し、対策を講じることが重要です。水防法第14条において、国または都道府県は、当該条文に規定される河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として洪水浸水想定区域を指定するとともに、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表することとしています。「第5次社会資本整備重点計画」（令和3年5月28日閣議決定）においても、令和7年度までに「水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数」を約2,027河川（令和2年度）から約17,000河川（令和7年度）とすることが達成目標に設定されているところであり、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（令和3年7月15日付国水政第20号）にて通知している令和7年度までの完了に向けて、作成の推進をお願いします。

洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成にあたっては、従前より効果促進事業（計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業）により支援していますが、加えて、令和4年度より「水害リスク情報整備推進事業」を基幹事業として創設し、防災・安全交付金による河川事業を実施していない一級、二級河川においても支援対象としています。

なお、令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とすることとしています。

2. 利水ダムにおける河川管理者とダム管理者との間の情報網整備の推進について

河川管理者と利水ダム管理者との間の情報網整備については、水系における効果的な事前放流の実施（事前放流が十分でない利水ダム、水系内で複数連なるダムに対する調整等）が可能となることから、一級水系及び二級水系の利水ダムにおける情報網整備率を令和7年度までに100%とすることが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の達成目標に設定されているところであり、水系における有効な取り組みとして、早期に河川管理者分の整備の加速をお願いします。

なお、これまでも「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予

算にて支援しており、引き続き優先的に支援してまいります。

また、当該事業を完了させることにより河川管理者にとっては、利水ダムのリアルタイムの情報を一元的に把握でき、洪水時の状況把握等の河川管理に資することから、上記「2. 洪水浸水想定区域の指定及び洪水ハザードマップ作成の推進について」の「水害リスク情報整備推進事業」と同様に、令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての利水ダムにおいて河川管理者と利水ダム管理者との間の情報網整備が完了していることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とすることを考えています。

（参考）

・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の達成目標抜粋

・R4水管理・国土保全局予算概要抜粋

「水害リスク情報の充実」（浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消）（2／2）※留意事項の赤字線囲み部分を参照

3. 雨水出水浸水想定区域図の作成の推進について

近年の災害においては外水氾濫だけでなく、内水による被害も頻発していることから、内水による水害リスク情報の充実を図ることが重要です。水防法第14条の2において、都道府県または市町村は、当該条文に規定される下水道について、雨水出水浸水想定区域を指定するとともに、雨水出水浸水想定区域図として指定の区域、浸水した場合に想定される水深等を公表することとされています。「第5次社会資本整備重点計画」（令和3年5月28日閣議決定）においても、令和7年度までに「最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数」を15団体（令和元年度）から約800団体（令和7年度）とすることが目標設定されているところであり、令和7年度内の目標達成及び対象団体における早期の作成完了に向けて、作成の推進をお願いします。

雨水出水浸水想定区域図の作成にあたっては、令和4年度より「内水浸水リスクマネジメント推進事業」を基幹事業として創設し、下水道事業（都市下水路を含む）を実施する全ての地方公共団体を支援対象としておりますので、ご活用ください。

なお、令和8年度以降、雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とし、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みであることを、防災・安全交付金の下水道事業のうち、雨水対策事業への重点配分の要件とする予定です。

4. 津波・高潮等に対するソフト対策の推進

気候変動等による将来の自然災害リスクへの適応を考える上では、津波・高潮等に対する水害リスク情報の充実を図ることも重要であることから、津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域の指定に資する調査にあたっては、令和4年度より防災・安全交付金「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を拡充し、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域^{*1}指定に資する調査^{*2}については、総事業費におけるソフト

【参考】流域治水プロジェクトの充実

- 令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業・ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。
- 令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表

令和4年3月末

令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

流域治水の根幹を成える
河川改修事業やダム事業の加速化

事業効果・進捗の見える化

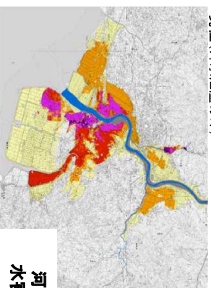
全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河川道及び当面整備（概ね5か年）後のみ

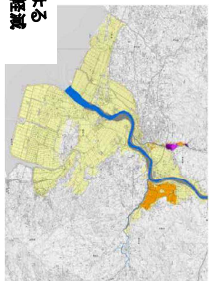
降雨確率（10年に1度、100年に1度など）に応じた浸水範囲を重ねることにより現在の浸水リスクを示すとともに、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。

（令和4年度以降も引き続き内水を含めた水害リスク情報を追加・充実）

現在（外水氾濫のみ）



整備後（外水氾濫のみ）



河川整備による
水害リスクの軽減

整備効果の見える化のイメージ

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

全国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗を公表

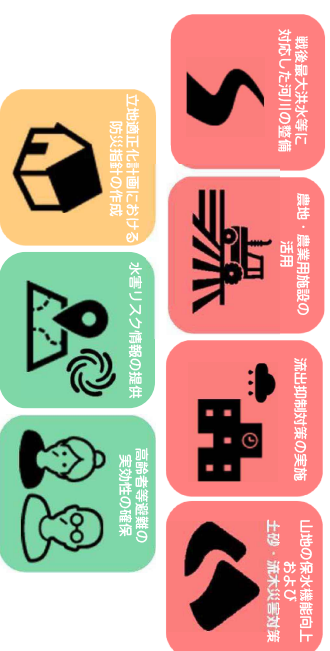
指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

あらゆる関係者の協働による
ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

（今後、ソフト対策等へ横断的に取組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を策定予定）

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～



（以上）

対策2割上限の対象外としておりますので、ご活用ください。

- ※1：津波災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域
- ※2：従来の交付対象であるハザードマップ作成含む

なお、令和4年度から津波災害計画区域等の指定地域において実施する海岸堤防等の整備を重点配分の要件に追加しております。

5. 個別避難計画の作成、避難確保計画の作成及び訓練の推進について

平成30年の西日本豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨と毎年のように水害及び土砂災害が発生し、特に高齢者等の被害が多くを占めております。高齢者等の避難の実効性確保に向けては、水防法第15条の2及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2において、要配慮者施設等における避難確保計画が義務規定とされ、また、令和3年度の水防法等改正で要配慮者施設に係る避難計画や避難訓練に対し市町村が助言・勧告を行うことができる規定が設けられています。また、令和3年度の災害対策基本法改正においても、市町村が作成する個別避難計画が努力義務化されるなど、高齢者等の避難対策の強化が求められているところです。高齢者等の避難の実効性確保については、流域治水プロジェクトにおいても代表的な指標の1つとして位置付けており、ハード・ソフト一体で事前防災対策を行うことにより地域の安全を早期に確保する観点から、特に各法律で義務・努力義務となっている個別避難計画の作成、避難確保計画の作成及び訓練の実施については積極的な推進をお願いします。

新規事業 水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■ 水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

河川（洪水）				下水道（雨水出水）			
事業名	水害リスク情報整備推進事業			内水浸水リスクマネジメント推進事業			
	浸水想定区域図	ハザードマップ※		浸水想定区域図	ハザードマップ		
	※ 都道府県が何箇所かに対し、事業費等のバランスを算出する場合は、掲載。						
実施主体	都道府県			市町村			
補助率	1／3						
支援期間	令和7年度まで			令和8年度まで			
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川			下水道事業（都市下水道路を含む）を実施する全ての地方公共団体			
備考 (その他注意事項等)	○ 支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○ 令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。			○ 浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○ 令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 ※ 雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。			

116

115

河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

概要 要:住民の避難行動等を支援するため、降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダムや河川等とのネットワーク化を図るとともに、水害リスク情報の充実や分かりやすい情報発信、迅速な被災状況把握等にかかるシステム強化等を実施する。

府省庁名:国土交通省

本対策による達成目標

◆ 中長期の目標

1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施を可能とする。また、これまで把握できていなかった、洪水予報河川及び水位周知河川を除く1級・2級河川(以下、「その他河川」という)における水害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。

- ① 1級水系および2級水系の利水ダムにおける情報網整備率
現状:18%(令和元年度)
⇒中長期の目標:100%(令和7年度) ※本対策により、推進可能となる。

- ② その他河川で、円滑・迅速な避難確保を図る必要がある1級・2級河川(約5,000河川)のうち、想定最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の水害リスク情報を把握し、公表している河川の割合
現状:27%(令和元年度)
⇒中長期の目標:100%(令和7年度) ※本対策により、推進可能となる。

◆ 5年後(令和7年度)の状況

- ① 達成目標:100%
・利水ダムを含めた既存ダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理することにより、施設操作・運用が改善される。
- ② 達成目標:100%
・これまで把握できていなかったその他河川における水害リスク情報を明らかにすることで、水害リスク情報空白域が解消され、住民が適切に避難できるようになる。

◆ 実施主体

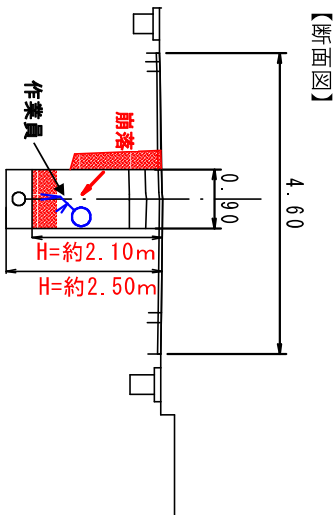
- ・国、都道府県等



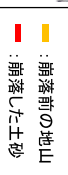
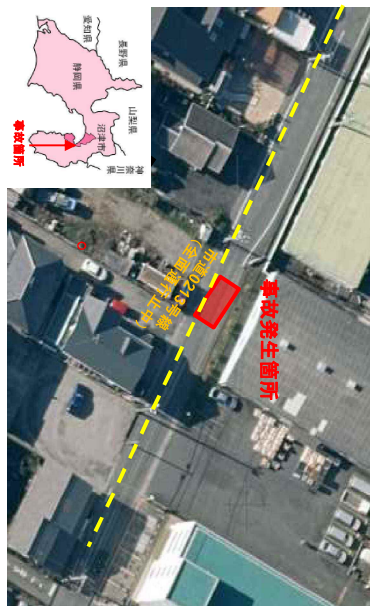
小規模河川におけるLPデータを活用した簡易的な水害リスク情報の整備

■発生日： 令和4年1月28日(金) 午前1時30分頃
(夜間施工中)
■発生場所： 静岡県沼津市松長
■報道： あり
■工事概要： 下水道管渠布設工事 開削工 L=102.0m
■事故内容： 開削工法による下水管路の布設工事（夜間施工）において、深さ約2.5mの掘削穴の埋め戻し作業中に、管頂部まで（約2.1mの深さまで）埋め戻した状態で、土留め矢板を引き抜いた後、埋め戻し土を敷き均すために作業員が掘削穴へ下りた際に、側面の土砂が崩落し、その作業員が生き埋めとなり、意識不明により救急搬送されたが、死亡が確認された。

【状況図】



【状況写真】



事務連絡
令和4年2月3日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その6）について （令和4年1月28日静岡県沼津市発注の工事に伴う死亡事故）

本年1月28日、静岡県沼津市発注の開削工法による下水管路の布設工事（夜間施工）において、深さ約2.5mの掘削穴の埋め戻し作業中に、管頂部まで（約2.1mの深さまで）埋め戻した状態で、土留め矢板を引き抜いた後、埋め戻し土を敷き均すために作業員が掘削穴へ下りた際に、側面の土砂が崩落し、その作業員が生き埋めとなり、意識不明により救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

○全国の水管橋（補剛形式）の数は、421箇所であった。

表ー1 補剛形式別・用途別の水管橋数					（箇所）	
	汚水	汚泥	処理水	合計		
フレンジ補剛形式	72	3	0	75		
トラス補剛形式	266	12	3	281		
ランガー補剛形式	11	0	0	11		
ニールセンローゼ補剛形式	4	1	0	5		
斜張橋補剛形式	0	0	0	0		
その他（上記以外の形式）	48	1	0	49		
合計	401	17	3	421		

事務連絡
令和4年2月8日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

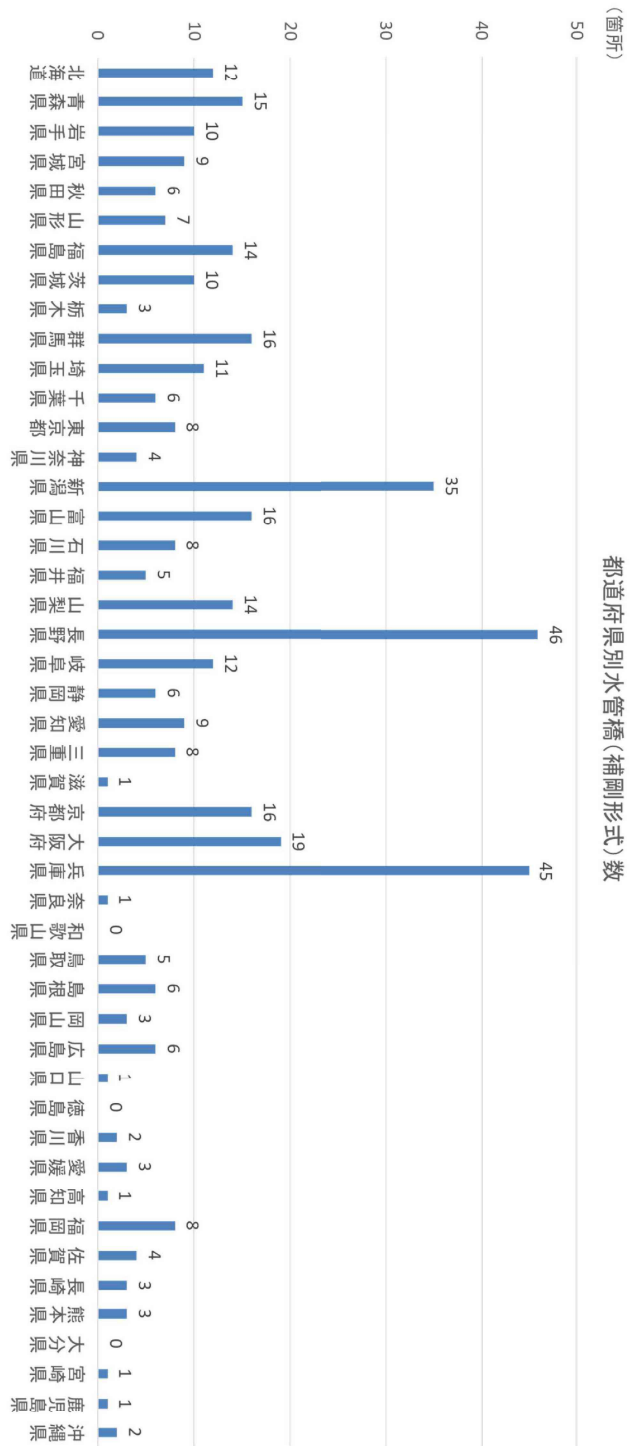
国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

水管橋（下水道施設）に関する維持及び修繕等の実施調査結果について

令和4年1月5日付け事務連絡「水管橋（下水道施設）に関する維持及び修繕等の実施調査について（依頼）」に基づき水管橋の維持及び修繕等の対応状況について調査し、今般、その調査結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。

各下水道管理者におかれましては、本調査でとりまとめた結果を確認いただきますとともに、引き続き、下水道法施行令に規定する維持修繕基準に基づき、水管橋の適切な管理に取り組んでいただくようお願いいたします。特に、本調査において、水管橋の点検や修繕等を今後実施していくとしている下水道管理者におかれましては、着実に実施していただくようお願いいたします。

都道府県別の水管橋（補剛形式）数

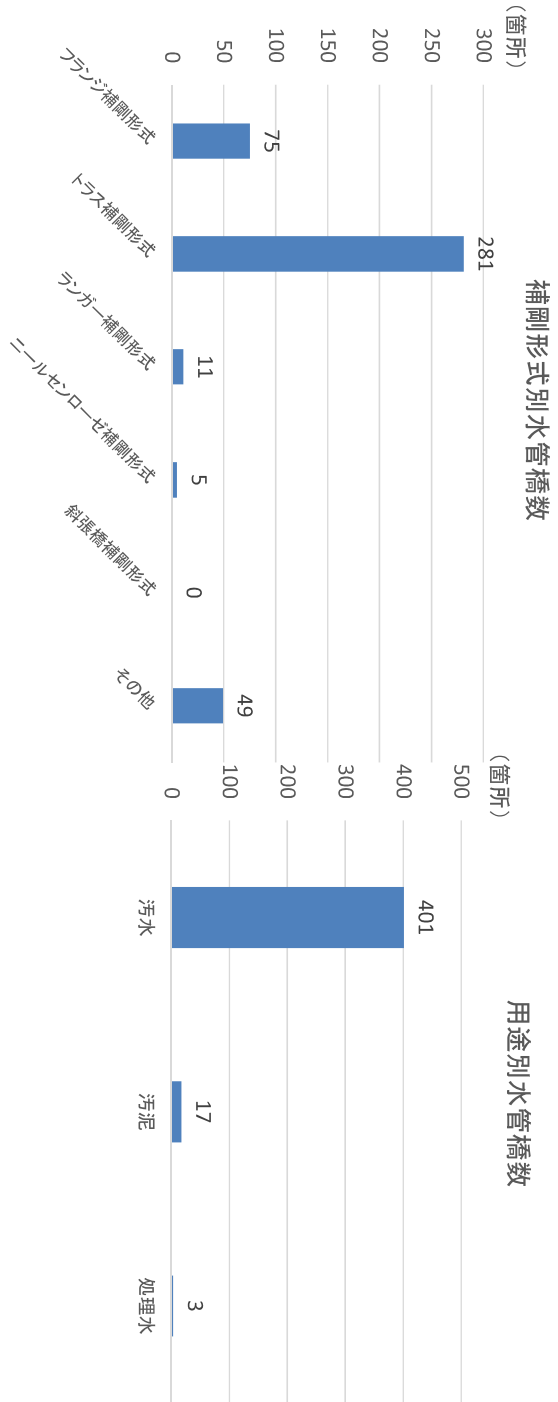


図－3 都道府県別水管橋（補剛形式）数

補剛形式別・用途別の水管橋（補剛形式）数（内訳）

○補剛形式別では、トラス補剛形式が最も多く281箇所（67%）であった。

○用途別では、污水管が最も多く401箇所（95%）であった。



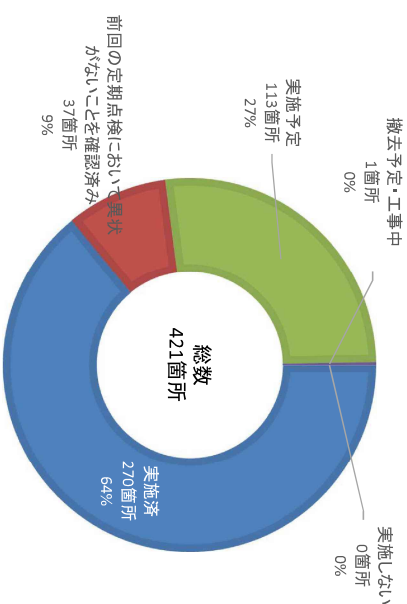
図－1 補剛形式別水管橋数

図－2 用途別水管橋数

緊急点検の実施状況

○今回の事故を受けた緊急点検については、64%の水管橋において実施されていた。
また、前回の定期点検（平成29年度以降）に実施した定期点検）において異状がないことを確認した水管橋を含めると、73%の水管橋に対して、状態の確認が実施されていた。

○27%の水管橋において、今後点検を実施予定としており、撤去予定・工事中とされる水管橋を除き、全ての水管橋において状態の確認が実施される予定である。

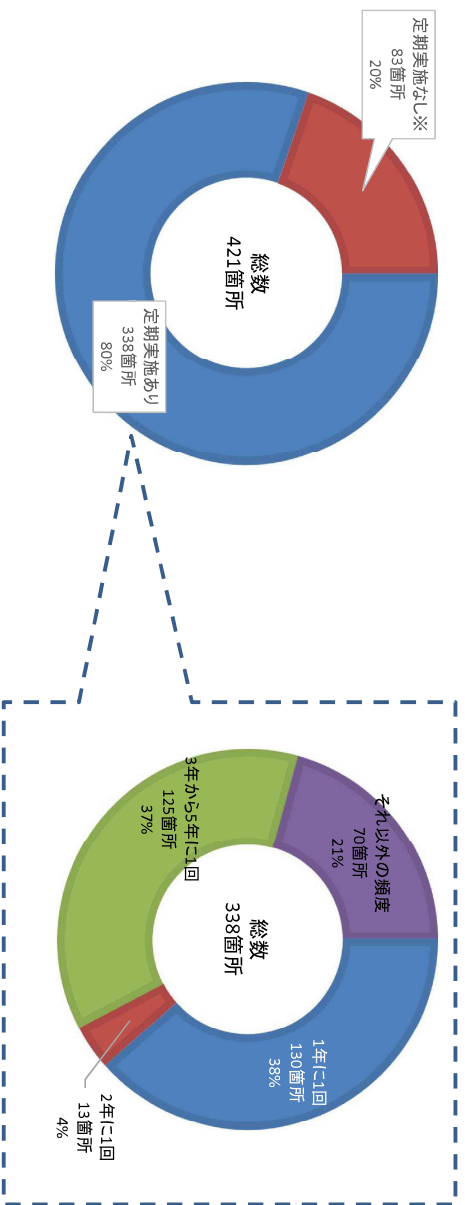


図一6 緊急点検実施状況

定期点検の実施状況

○定期点検については、80%の水管橋において実施されていた。

○定期点検頻度については、1年に1回の頻度での実施が最も多く、38%であった。



図一4 定期点検実施状況

図一5 定期点検実施頻度

※ 定期点検実施なしとする20%には、頻度の定めがなく随時実施としている水管橋を含む

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その5の2）について （令和4年1月19日広島県東広島市発注の工事に伴う死亡事故）

本年1月19日、広島県東広島市発注の汚水幹線建設工事に付帯する既設排水路の嵩上工事において、県道歩道内からクレーン機能付きバックホウにてコンクリートホッパーを吊り込み、打設作業をしていたところ、バックホウが県道下へ横転し、運転していた作業員が投げ出され、バックホウの屋根と擁壁に挟まれて心肺停止となり、救急搬送されましたが、死亡するという事故が発生しました。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備が確認されました。

- ・クレーン作業計画が未作成のため、作業半径に応じた定格荷重の確認ができておらず、作業半径の定格荷重以上の重量物を吊り上げて作業したために、バックホウがバランスを崩して横転した。
- ・クレーンモードに切り替えずにバックホウを操作していた。
- ・作業員がシートベルトをしていなかったため、横転時に運転席から投げ出され重機の屋根と擁壁に挟まれた。

事故原因等を受けまして、別紙の通りの再発防止策を行うこととされました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順通りの施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

修繕の必要性及び修繕の予定について

○緊急点検等の実施を踏まえ、修繕の必要性が無いことが確認できている水管橋は64%、修繕の必要性が有る水管橋は9%となっており、今後の点検により必要性を判断していく水管橋は27%であった。

○修繕の必要性が有る水管橋は9%であるが、令和3年度から令和5年度までに58%の水管橋で対策を実施する予定となっており、残り42%の水管橋についても令和6年度以降に順次対策を実施する予定としている。

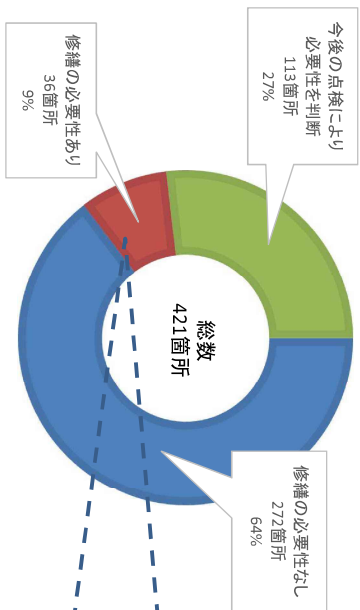


図-7 修繕の必要性の有無

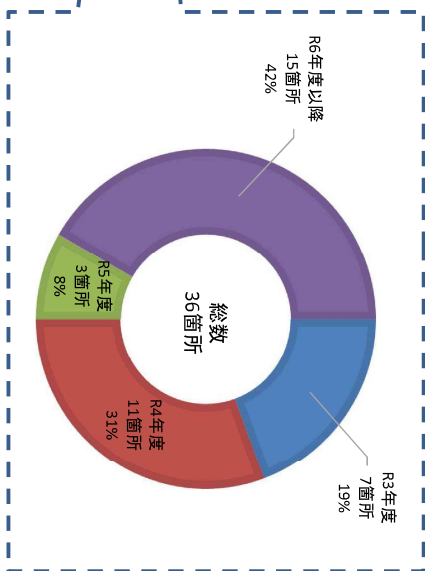


図-8 修繕の実施予定

殿

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(上記、各地方整備局等経由)
市町村下水道担当部長・課長
(上記、各都道府県経由)
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部
下水道企画課
管理企画指導室企画専門官
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

下水道セーフティネット NO.243 について
(令和4年1月分)

1. 人身事故

(1) 維持管理作業

令和4年1月は2件(死亡:0件、負傷:2件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ4件減少しました。

負傷事故の事例として、処理場内において給気ファン回転軸へ潤滑油注入作業中に、停止していたファンが風により回転したため、作業員が手で止めようとしたところ、回転部に左手中指の先端部が挟まれ負傷するという事故が発生しました。

(2) 工事

令和4年1月は11件(死亡:2件、負傷:9件)の事故報告があり、昨年の同期間と比べ事故総数は1件増加しました。

既に全国の下水道管理者の皆様には周知させていただきましたが、2件の死亡事故の概要は以下のとおりです。

- ・汚水幹線建設工事に付帯する既設排水路の嵩上工事中において、県道歩道内からクレーン機能付きバックホウにてコンクリートホッパーを吊り込み、打設作業をしていたところ、バックホウが県道下へ横転し、運転していた作業員が投げ出され、バックホウの屋根と擁壁に挟まれて心肺停止となり、救急搬送されましたが、死亡が確認されました。
- ・開削工法による下水管路の布設工事(夜間施工)において、深さ約2.5mの掘削穴の埋め戻し作業中に、管頂部まで(約2.1mの深さまで)埋め戻した状態で、土留め矢板を引き抜いた後、埋め戻し土を敷き均すために作業員が掘削穴へ下りた際に、側面の土砂が崩落し、その作業員が生き埋めとなり、意識不明により救急搬送されましたが、死亡が確認されました。

また、人身事故11件のうち3件が、「土砂崩壊」による事故でした。掘削深さが浅い場合においても土砂崩壊については十分に起こりうるため、危険を軽視することなく、状況に応じて確実に土留め支保工の設置を行なって作業していただ

事故発生状況と再発防止策 (R4.1.19 広島県東広島市)

【事故発生状況】

汚水幹線建設工事に付帯する既設排水路の嵩上工事中において、県道歩道内からクレーン機能付きバックホウにてコンクリートホッパーを吊り込み、打設作業をしていたところ、バックホウが県道下へ横転し運転していた作業員が投げ出され、バックホウの屋根と擁壁に挟まれて心肺停止となり、救急搬送され、その後死亡が確認された。

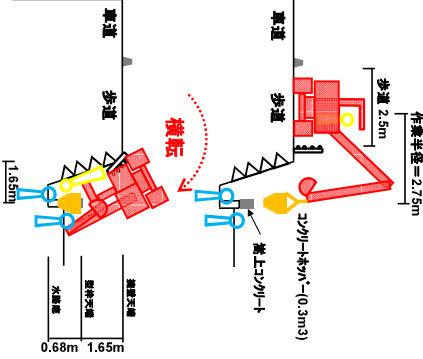
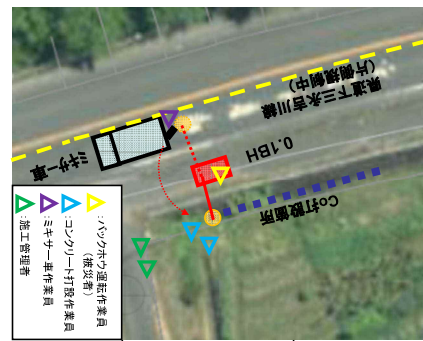
【事故原因】

- ・クレーン作業計画が未作成のため、作業半径に応じた定格荷重の確認ができておらず、作業半径の定格荷重以上の重量物を吊り上げて作業したため、バックホウがバランスを崩して横転した。
- ・クレーンモードに切り替えずにバックホウを操作していた。
- ・作業員がシートベルトをしていなかったため、横転時に運転席から投げ出され重機の屋根と擁壁に挟まれた。

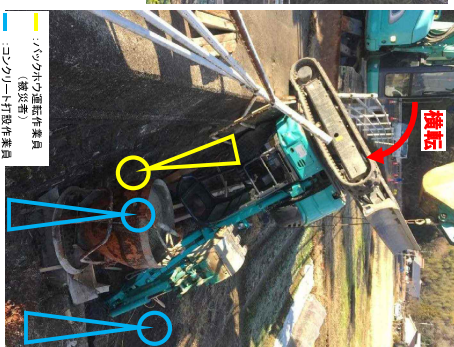
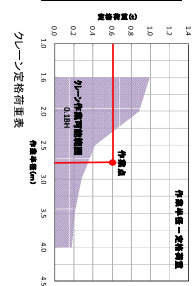
【状況図】

【平面図】

【断面図】



作業半径(m)	実測重量(t)
1.0	0.58
2.0	0.62
3.0	0.68
4.0	0.72
5.0	0.78
6.0	0.82
7.0	0.88
8.0	0.92
9.0	0.98
10.0	1.02
11.0	1.08
12.0	1.12
13.0	1.18
14.0	1.22



【再発防止策】

1. クレーン作業計画を作成し、作業内容に応じた適切なバックホウを選定するとともに、作業員に作業内容を周知する。
2. バックホウによる吊り込み作業を行う時には、クレーンモードに必ず切替える。
3. 重機の運転を行う際は、シートベルトの使用を徹底する。
4. 発注者において現場パトロールを実施(1回/月)し、安全管理を徹底するように指導する。

くようお願いいたします。

2. 水質事故等

令和4年1月は2件（水質事故：2件、その他案件：0件）の事故報告があり、昨年と同期間と比べ3件減少しました。

水質事故の事例として、汚水中継ポンプ場内に埋設された圧送管渠の破損により、ポンプ圧送ができなくなり、汚水が中継ポンプ場で溢れ出す事故が発生しました。応急対応として、中継ポンプ場に滞留した汚水をバキューム車により近隣処理場へ流下するマンホールまで運搬するとともに、破損した管渠の部品交換及び中継ポンプ場の漏水箇所周囲をコンクリートで打設し止水措置を行いました。

3. 発生事故を踏まえた今後の対応について

引き続き安全管理を徹底し事故の未然防止に努めるとともに、施設の運転管理や保全管理を適切に実施していただきますようお願いいたします。

また、土砂崩壊による工事事故が令和4年1月分で3件（死亡事故含め）発生しております。

※ 下水道の維持管理に関する事故、工事現場で事故が発生した場合には、原則各地方整備局等の担当まで報告をお願いします。また、重大な事故の場合は、本省及び各地方整備局の担当まで同時に報告をお願いします。

※ 下記のHPにて掲載している、下水道セーフティネット、事故データベース、通知等を活用していただき、事故の未然防止に努めていただきますようお願いします。

HP：http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

※ 厚生労働省の下記のHPに労働災害事例が掲載されていますので、事故の未然防止に活用いただきますようお願いします。

HP：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

（担当・問い合わせ先）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道企画課管理企画指導室（維持管理事故（水質事故等含む）担当）

石塚：ishizuka-t55uc@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8428（直通） FAX:03-5253-1597

下水道事業課事業マネジメント推進室（工事事故担当）

工内：kunouchi-y2n4@mlit.go.jp

久保田：kubota-k2n7@mlit.go.jp

TEL:03-5253-8431（直通） FAX:03-5253-1597

令和3年度

下水道に関する人身事故発生状況について

（令和4年1月末時点）

1. 総括

2. 維持管理作業

3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道部

1.人身事故発生状況(総括)

(令和4年1月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			1 (2)	1 (2)
	2. 負傷事故	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	1 (2)	3 (2)	2 (3)	7 (5)	2 (5)			33 (35)	33 (43)
	合計	4 (4)	1 (2)	4 (2)	1 (5)	8 (5)	1 (2)	4 (3)	2 (3)	7 (5)	2 (6)			34 (37)	34 (45)
	累計	4 (4)	5 (6)	9 (8)	10 (13)	18 (18)	19 (20)	23 (23)	25 (26)	32 (31)	34 (37)			-	-
工事	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)			6 (6)	6 (7)
	2. 負傷事故	8 (0)	5 (7)	5 (5)	1 (7)	6 (9)	13 (11)	6 (9)	8 (14)	10 (18)	9 (10)			71 (90)	71 (109)
	合計	8 (2)	5 (8)	6 (5)	1 (8)	7 (11)	13 (11)	7 (9)	9 (14)	10 (18)	11 (10)			77 (96)	77 (116)
	累計	8 (2)	13 (10)	19 (15)	20 (23)	27 (34)	40 (45)	47 (54)	56 (68)	66 (86)	77 (96)			-	-
合計	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (1)			7 (8)	7 (9)
	2. 負傷事故	12 (4)	6 (9)	9 (7)	2 (12)	14 (14)	14 (13)	9 (11)	10 (17)	17 (23)	11 (15)			104 (125)	104 (152)
	合計	12 (6)	6 (10)	10 (7)	2 (13)	15 (16)	14 (13)	11 (12)	11 (17)	17 (23)	13 (16)			111 (133)	111 (161)
	累計	12 (6)	18 (16)	28 (23)	30 (36)	45 (52)	59 (65)	70 (77)	81 (94)	98 (117)	111 (133)			-	-

※下段()書きは前年度(令和2年度)の値
※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)

(令和4年1月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業主体	1. 都道府県	1	0	1	0	3	0	1	1	3	0			10	12
	2. 政令市	2	0	1	1	2	1	2	1	2	0			12	9
	3. 一般市	0	1	2	0	3	0	1	0	1	2			10	22
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0			2	2
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2			34	45
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			1	2
	2. マンホール	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0			4	6
	3. 処理場	2	1	4	0	6	0	3	2	1	1			20	24
	4. ポンプ場	0	0	0	1	1	0	0	0	3	1			6	8
	5. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0			3	5
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2			34	45
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			1	2
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			1	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	1
	負傷事故	4	1	4	1	8	1	3	2	7	2			33	43
	1. 墜落・転落	1	1	1	0	1	1	0	0	2	0			7	16
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	0	1	1	3	0	1	2	1	1			11	12
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0			2	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0			3	1
	5. 転倒	1	0	0	0	2	0	1	0	0	1			5	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	2
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	1
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	1
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			1	2
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	14. その他	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0			4	4
	合計	4	1	4	1	8	1	4	2	7	2			34	45
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0			3	3
	2. 委託先業者	3	1	4	1	8	1	3	2	6	2			31	47
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			1	2
	合計(人)	4	1	4	1	8	1	4	2	8	2			35	52
	累計	4	5	9	10	18	19	23	25	33	35			-	-

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	4	47
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52
	累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和4年1月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・発生防止策		被災者				
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況	
1月											
1	R4.1.19	3.一般市	ポンプ場	②負傷事故	⑤転倒	ポンプ場の流入ゲート点検作業において、安全帯を装着し昇降設備のステップを降りた後、降途中に振り戻った際に、流入ゲート内の速度が高くなり足が滑ったこととステップを降りたことで足腰が狭み周囲環境が不足となったことが原因で、開口部(直径50cm)に足がつき、足を踏み外して転倒し、むくき腰を捻じり付した。	・動作前周囲の状況の確認を行う ・滑った瞬間のまま行動を起こさない ・開口部周囲で防止網を作成する ・危険予測の習慣化を徹底する	委託先業者	29	男	肋骨骨折
2	R4.1.24	3.一般市	処理場	②負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	処理場内において給気ファン回転軸へ潤滑油注入作業中に、停止していたファンが風により回転したため、作業員が手で止めようとしたところ、回転軸に左手中指の先端部が挟まれ負傷した。	・作業時は、作業する部屋の扉を全て閉め、外部からの衝撃や力の侵入を防ぐ ・グリスニップル(注入口)をホース等にて延長して、回転物に接しない状態で作業を行う ・回転物には手で握れないことについて、改めて作業員の再教育の場を設ける	委託先業者	40	男	左中指開放骨折

● : 死亡事故 □ : 負傷事故 ■ : 物損事故

3.事故発生状況(工事)
(令和4年1月末時点)

令和3年度

(単位:件)

事業主体	事故発生状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計
		0	1	1	1	2	2	1	0	1	0			9	6
事業主体	1. 都道府県	6	3	4	4	9	9	3	0	1	3			42	60
	2. 政令市	4	2	2	0	2	7	3	11	8	10			49	71
	3. 一般市	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1			4	11
	4. 町村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0			1	1
	5. その他	10	6	9	5	13	18	8	11	11	14			105	149
工事分類	合計	6	2	8	4	7	12	6	6	7	9			67	93
	1. 管きょ開削	1	2	0	0	0	2	0	2	1	1			9	19
	2. 管きょ推進	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			1	2
	3. 管きょシールド	2	1	1	0	1	0	1	2	1	2			11	10
	4. 管きょその他	1	1	0	0	2	1	0	0	1	1			7	15
事故類型	5. 処ボ土木建築	0	0	0	0	1	3	1	0	0	1			6	8
	6. 処ボ機械電気	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0			4	2
	7. 処ボその他	10	6	9	5	13	18	8	11	11	14			105	149
	合計	0	0	0	1	1	4	0	1	1	2			10	18
	1. 墜落・転落	3	4	3	0	1	4	4	0	5	3			27	30
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0			1	7
	3. 飛来・落下	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0			4	4
	4. 切れ・こすれ	1	0	0	0	1	0	0	2	3	2			9	4
	5. 転倒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0			1	13
	6. 激突	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0			3	2
	7. 土砂崩壊	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0			0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
被災者数(人)	12-1. 公衆災害(人身)	0	0	0	0	0	1	3	2	0	0			6	15
	12-2. 公衆災害(物損)	2	1	3	4	6	5	1	2	1	3			28	38
	13. 作業車両の横転	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1			2	1
	14. その他	1	0	0	0	2	1	0	2	1	0			7	6
	合計	10	6	9	5	13	18	8	11	11	14			105	149
その他(民間発注工事など)	1. 死亡	0	0	1	0	1	0	1	1	0	2			6	7
	2. 重傷(全治1ヶ月以上)	7	4	5	1	4	11	3	4	9	6			54	83
	3. 軽傷(全治1ヶ月未満)	1	1	0	0	2	2	3	4	1	3			17	26
	合計(人)	8	5	6	1	7	13	7	9	10	11			77	116
	累計	8	13	19	20	27	40	47	56	66	77			-	-
令和3年度															
被災者数(人)	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0
	その他(民間発注工事など)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0

令和2年度

(単位:人)

被災者数(人)	事故発生状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
被災者数(人)	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	83
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	26
	合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116
	累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-
	その他(民間発注工事など)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被災者数(人)	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事故情報データベース(工事)

令和4年1月末時点

NO.	発生年月日							被災者		
		事業主体	工事分類	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
1月										
1	R4.1.7	3一般市	6.処ボ機械電気	その他	ポンプ場から屋外にある現場事務所へ移動する際に、降電の影響で路面が凍結していたことにより、足元が滑り、ポンプ場出入口付近で転倒し、負傷した。	現場内	5.転倒	49	男	左手首骨折、左肘骨折 (全治1ヶ月以上)
2	R4.1.11	3一般市	1.管きょ開削	掘削作業	立坑敷造に伴う試験作業時、バックホウで掘削していたところ、ガス管(φ50)を損傷させた。工事着手前にガス業者と図面での埋設位置の確認および現場における供給管の位置出しを行い、埋設位置を詳細に把握していたが、当初と異なる位置に供給管が埋設されていた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管(φ50)損傷
3	R4.1.12	3一般市	1.管きょ開削	左官工	分水槽の流入部に積まれた足場を降りる際に、踊り場の開口部(高さ4m)から足を踏み外し、安全帯を装着していなかったため墜落した。作業員は作業初日であり、足場の状況をよく把握しておらず、降りる際の足元の確認を怠り、事故発生に至った。	現場内	1.墜落・転落	60	男	左肋骨2本骨折 (全治1ヶ月以上)
4	R4.1.14	2.政令市	1.管きょ開削	掘削作業	ガス引込管直上に埋設されていた埋設表示テープ(H=約0.6m)をバックホウにて除去したところ、埋設表示テープと引込管の間隔がなく、バックホウにてガス管(φ25)を損傷させた	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管(φ25)損傷
5	R4.1.14	3一般市	5.処ボ土木建築	土留支保工	クレーンオペレーターが本体フック止めから脱フックを外れたとを認識してしまい脱フックを巻き上げたところ、取り外し作業をしていた作業員の左手が本体フック止めと脱フックの間に巻き込まれ、負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	56	男	左手(中指、環指、小指)負傷 (全治1ヶ月未満)
6	R4.1.15	3一般市	1.管きょ開削	準備工	バックホウから降りる際にキャタピラに足を載せたところ、表面に霜が降りていたために足を滑らせて転倒し、負傷した。	現場内	5.転倒	58	男	左大腿骨頭部骨折 (全治1ヶ月以上)
7	R4.1.17	3一般市	1.管きょ開削	埋戻作業	下水道管の埋め戻し作業時に地表面GL+1.0m程度まで埋め戻しが完了したためアルミ矢板の引き抜きをおこない、引き抜き埋め戻し作業を行っていたところ、側面の土砂が崩落し、作業員の右足膝下部を直撃し、右足を負傷した。	現場内	7.土砂崩壊	68	男	右脛骨腓骨骨折・膝部、骨盤部打撲 (全治1ヶ月以上)
8	R4.1.19	3一般市	4.管きょその他	コンクリート打設工	汚水幹線建設工事に付帯する既設排水管の撤上工事において、既設歩道内からクレーン機動付きバックホウにてコンクリートホッパーを取り込み、打撃作業をしていたところ、バックホウの機動部へ転倒し、運転していた作業員が投げ出され、バックホウの履帯と履帯に挟まれて心臓停止となり、救急搬送されたが、死亡した。	現場内	13.作業車両の損傷	40	男	死亡
9	R4.1.18	2.政令市	4.管きょその他	管渠更生工	管渠更生工を実施するにあたり、製管機を試運転中に2次下請負人の作業員が製管機のローラーと更生材の位置を調整するための角材(10cm四方、延長12m)と機械の間に左手指を挟み負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	38	男	左手指骨折 (全治1ヶ月未満)
10	R4.1.19	4.町村	1.管きょ開削	-	作業員が管路敷設時に仮固定するための土のうを地上から掘削穴に吊りロープで下ろしていたところ、身体のパランスを崩して地上から3m墜落し、負傷した。	現場内	1.墜落・転落	52	男	全身打撲、肋骨一肋骨骨折 (全治1ヶ月以上)
11	R4.1.25	3一般市	1.管きょ開削	掘削作業	開削工法による下水道取付管施工において、バックホウで掘削後、土留等は設置しないまま作業員1名が深さ1.3mの掘削穴に入り、下水道本管付近を人力掘削していたところ、側面の土砂が崩壊し、崩壊の衝撃で重傷を負った。	現場内	7.土砂崩壊	43	男	腰椎骨折 (全治1ヶ月以上)
12	R4.1.26	2.政令市	2.管きょ推進	その他	18時5分頃(作業時間外)に道路陥没が発生し、陥没箇所付近を通過した自動車1台がバンク及びバンパーを損傷した。道路陥没発生箇所は、2日前に地中に陥没した箇所であった。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	自動車の右前輪バンク及びバンパー損傷
13	R4.1.28	3一般市	1.管きょ開削	掘戻作業	開削工法による下水道線の布設工事(夜間施工)において、幅0.9m、深さ約2.5mの掘削作業中に、約2.1mの深さまで掘り進んだ状態で、土留の位置を引違えたところ、掘り進んだ土を巻き出すために作業員が掘削穴へ下りた際に、側面の土砂が崩壊し、その作業員が生体となり、意識不明により救急搬送されたが、死亡した。	現場内	7.土砂崩壊	18	男	死亡
14	R4.1.31	3一般市	1.管きょ開削	玉掛け作業	工事資材置き場にて、作業員がユニークの荷台へH鋼を積み下ろす作業を行っていたところ、H鋼と荷台との間に右肘を挟み負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	36	男	全身打撲、肋骨一肋骨骨折 (全治1ヶ月未満)

死亡事故

負傷事故

物損事故

令和3年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和4年1月末時点)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況
(令和4年1月末時点)

〔総括〕

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)			34 (50)
累計	2 (9)	5 (12)	6 (18)	8 (21)	13 (26)	19 (28)	26 (30)	28 (35)	32 (38)	34 (43)			-

〔内訳〕

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 都道府県	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (2)	2 (2)	1 (0)	2 (1)	1 (3)			8 (15)
2. 政令市	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (2)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (3)	0 (2)	0 (0)			10 (8)
3. 一般市	2 (6)	1 (2)	1 (4)	1 (1)	2 (4)	3 (0)	2 (0)	1 (2)	2 (0)	0 (1)			15 (24)
4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			1 (3)
5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)			34 (50)
1. 管渠	2 (5)	1 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (1)	2 (1)	1 (2)			14 (15)
2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)			7 (10)
3. 処理場	0 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (0)	1 (2)	0 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (0)	0 (1)			7 (14)
4. ポンプ場	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (1)			4 (5)
5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)			2 (6)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)			34 (50)
1. 下水道管理者(委託先含む)	0 (3)	1 (3)	0 (5)	0 (2)	2 (1)	1 (1)	3 (2)	0 (4)	3 (1)	0 (0)			10 (25)
2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)			8 (7)
3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	2 (1)	2 (2)	4 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (1)	2 (5)			16 (18)
合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)			34 (50)
① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)			0 (2)
② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)			1 (3)
③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)			4 (7)
④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)			5 (5)
⑤ 下水道施設からの下水等の流出	1 (5)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	3 (1)	1 (1)	3 (1)	0 (2)	3 (2)	2 (2)			15 (22)
⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			3 (1)
水質事故 合計	2 (9)	1 (2)	1 (4)	2 (2)	5 (4)	4 (2)	6 (2)	1 (3)	4 (2)	2 (4)			28 (40)
その他案件	0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (1)			6 (10)
水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	2 (3)	5 (5)	6 (2)	7 (2)	2 (5)	4 (3)	2 (5)			34 (50)
① 耐用年数経過	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (2)	1 (0)	0 (0)			3 (5)
② 耐用年数以内	1 (0)	2 (1)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	3 (1)	3 (0)	0 (1)	1 (2)	1 (3)			12 (13)
③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
合計	1 (0)	2 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (1)	4 (1)	4 (2)	0 (3)	2 (2)	1 (3)			15 (18)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()書きは、前年度(令和2年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和4年1月末時点

NO.	発生年月日	事故情報			事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型	事故概要	事故への対応
1月						
1	R4.1.11	1都道府県	ポンプ場	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	汚水中継ポンプ場内に埋設された圧送管渠の破損により、ポンプ圧送ができなくなり、汚水が中継ポンプ場で溢れ出す事故が発生した。 応急対応として中継ポンプ場に滞留した汚水をバキューム車により近隣処理場へ汲下するマンホールまで運搬するとともに、破損した圧送管渠の部品交換及び中継ポンプ場の漏水箇所周囲をコンクリートで打設し止水措置を行った。 事故原因については検証中であり、その後、本格的な対策について実施する予定。
2	R4.1.25	4町村	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	宅内ますの下水道にある浄化センター付近でバキューム車による汚水吸引を行い、浄化センター内のマンホールに流入させた。バキューム車による吸引作業の開始後、宅地内からの染み出しは解消された。 今後、バイパス管を設置し、原因の検証を行う(浄化センター付近の管渠内で土砂が詰まっている可能性があるとのこと。)